

各務原市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和4年度第2回定期監査・行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を公表する。

令和5年1月27日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 檜 谷 清 美

各務原市監査委員 塚 原 甫

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査・行政監査

2. 監査の実施日及び場所

令和4年9月29日から令和5年1月27日まで
各務原市産業文化センター8階第1特別会議室
(各務原市那加桜町2丁目186番地)

3. 監査の対象

主として令和3年度の全ての部署における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行全般(令和4年4月から9月までに執行された財務に関する事務等の一部を含む。)

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、事務事業の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めて

いるかどうかについて、歳入整理簿、歳出整理簿、不納欠損処分綴、契約書類、補助金に関する書類等を確認するとともに、関係職員に質問して回答又は説明を求める等の方法により実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

共通的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。 ・ 事務処理で法令等に違反しているものはないか。
収入事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調定の時期及び手続は、適正か。 ・ 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は、適切か。 ・ 督促、催告及び時効更新手続は、適時かつ適正に行われているか。 ・ 不納欠損処分は、適時かつ厳正に行われているか。
支出事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算流用・予備費充用の手続及び時期は、適正か。 ・ 事務処理が遅延したため、延滞利息を支払っているものはないか。 ・ 委託の相手方及び選定方法は、適切か。 ・ 委託料の支出は、適正な時期に行われているか。 ・ 補助の効果は、確認されているか。また、補助金等の交付条件は、適切に付され、条件どおり履行されているか。
契約事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約による場合、その理由は、適正か。 ・ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。 ・ 契約の履行期限は、守られているか。
財産管理事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産の取得及び処分の手続は、適正か。違法又は不当なものはないか。 ・ 財産の維持管理及び補修は、適切になされているか。 ・ 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
事務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の進行管理は、効率的かつ適切に行われているか。 ・ 従来 of 事務処理方法を踏襲しているため、効率的でないものはないか。 ・ 事務事業の手法、実績等を毎年度評価し、改善すべき点を次年度に生かしているか。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行等については、法令に適合し、正確に行われており、また概ね合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、指摘事項及び要望事項については、次のとおりである。

【指摘事項】（措置を講ずることを求める事項）

（１）生活保護費に係る返還金等について

（健康福祉部社会福祉課）

生活保護法第６３条及び第７８条の規定による返還金等に係る収入未済の中には、既に消滅時効の期間を経過した返還金等もあった。

この返還金等は、公債権であり、債務者からの時効の援用がなくても、消滅時効の期間が経過すると時効が完成する債権であるため、徴収できずやむを得ず消滅時効が経過した場合には、その時点で適切に不納欠損処理を行う必要があったにもかかわらず、そのまま未済繰越としていた。今までの返還金等に係る債権管理は不適切な状況であるため、適切な措置を講じられたい。

（２）休日急病診療所一部負担金について

（健康福祉部健康管理課）

平成３０年度の休日急病診療所一部負担金の未収金については、債務者が死亡し、私債権のため相続人調査・財産調査はできず、時効の援用が行われなため、そのまま継続して管理している方針とのことであった。

確かに私債権は、強制徴収公債権のような広い財産調査権はないが、戸籍法等に基づく相続人調査等を行うことはできるので、可能な限り早急な調査をされたい。

また、この未収金に関しては、既に消滅時効の期間が経過していると考えられる。私債権における債権の消滅には、債務者による時効の援用が必要なため、消滅時効の期間経過後も管理を行っている現状であると考えるが、債務者本人が死亡し、相続人がいないなどの場合には、回収可能性が極めて低い債権を長期間管理していくこととなり、これは適正で効率的な債権管理とは言えない。

相続人等の状況により、回収が不可能と考えられる場合は、法令の規定に基づき適切な措置を講じられたい。

【要望事項】

(1) 事務処理ミス防止について

近年、事務処理の過程におけるミスが断続的に発生していることから、事務処理ミスを生じさせないような取組や仕組みなどについて「事務処理ミス防止対策推進方針」を策定するとともに、対策の1つのツールとして、それぞれの事務の手順を定めた「業務手順書」の作成にも現在取り組まれている。

全庁的に事務の見える化・標準化する取組は、確かに大切なことであるが、一方で、法令の解釈を誤っている事例や法令の規定どおりに運用されていない事例がこの監査の中でも見受けられた。法令を正しく理解し、運用していくことが、事務処理ミスを防止する大前提であると考えてるので、職員それぞれにおいて、意識改革・自己研鑽に努められたい。

(2) 文書事務について

この数年、文書事務に関して基本的事項に関する指摘をしてきたが、起案・決裁文書における修正テープによる訂正や決裁日・施行日の記載漏れ、事務処理上の日付の前後の矛盾があるなど、不適切な事例がいまだに見受けられる。これは、起案者だけでなく、審査・決定などにかかわった複数の者が誤りを見落とした結果生じたものである。

地方公共団体の意思決定は文書で行い、これにより意思形成過程について説明責任を果たすべき重要なものである。職員が文書事務の重要性を十分認識し、適切な事務処理を行うよう周知徹底し、文書事務を改善されたい。

(3) 予算の流用について

法令等の規定により、各目又は節間の流用は、議会の議決の対象外で、市長の権限で行うことはできるが、経費の必要性及び緊急性の検討を十分に行い、真にやむを得ない場合に限り行うとともに、緊急性の低い場合など、本来補正予算で対応すべきものを予算の流用で対応するようなことは慎まれたい。

(4) 補助金交付事務について

補助事業が完了し、補助事業者から実施報告書が提出され、補助金額を確定するに当たって、提出された領収書等の証拠書類の確認を行っているが、補助対象経費として認められるか判断するには不十分な書類、不備のある領収書等が多く見受けられた。

補助金は、事業目的を効果的に実現するための有効な手段として、公益上の必要性がある場合に限り支出できるものであり、補助金額の確定に当たっては、市民への説明責任を十分果たせるよう、実施報告書、領収書等の証拠書類の内容を厳密に確認し、補助金交付事務の適正な実施に努められたい。

(5) 適正な債権管理について（農政課、教育委員会事務局総務課ほか）

岐阜中流用水使用料及び放課後児童クラブ利用料等は、滞納処分することができる強制徴収公債権であると考えるので、未納分に関してはその状況に応じて、財産調査、滞納処分等を適切に実施されたい。

岐阜中流用水使用料については、消滅時効の経過等により一部不納欠損処分をしているが、不納欠損に係る決裁文書に誤った根拠法令が記載されていたので、やむを得ず不納欠損処分をする場合は、十分根拠法令を確認されたい。

また、これらの未納分をはじめ、収入未済の解消に向けては、公金である以上でき得る限りの労力を傾け回収に努めるべきであることはもちろんのこと、強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権、それぞれの債権の違いや法令の根拠を体系的に理解し、適正な債権管理に努められたい。